2　構成組合は、毎事業年度六月、九月、十二月及び三月の末日までに、次の各号に掲げる市町村連合会が行う事業に要する費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める拠出金を市町村連合会に払い込まなければならない。

一　法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては当該三月の第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては当該三月の法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

二　法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。以下この号において同じ。）の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

三　法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用　それぞれの月以前三月の組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員にあつては当該三月の第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては当該三月の法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該三月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該三月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

3　構成組合の短期給付に要する費用の負担に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する短期給付に要する費用には、前項第一号及び第三号の拠出金を含み、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用を含まないものとする。

4　附則第三十条の二の二並びに第一項及び第二項に規定するもののほか、同条の規定による特別調整交付金の額の算定その他特別調整交付金の交付に関し必要な事項並びに第一項の規定による払込み及び第二項第二号の拠出金の払込みに関し必要な事項は、総務大臣が定める。

附則第五十二条の六及び第五十二条の七中「附則第三十条の二第一項」を「附則第三十条の二」に改める。

（地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三十八条第一項」の下に「及び第三十八条の九第一項」を加える。

第四条第一項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「、第二号及び第二号の二」を削り、「生命保険会社等及び」を「同項第二号に規定する生命保険会社若しくは同項第二号の二に規定する」に改め、同条第二項中「市町村職員共済組合、市町村職員共済組合及び」を「指定都市職員共済組合及び」に改め、同条第三項中「申出をした」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

第五条第一項中「加入組合（法附則第十四条の六第五項に規定する加入組合をいう。）」を「組合及び全国市町村職員共済組合連合会」に改め、「とき」の下に「（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会から短期借入金をするとき）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項の一元化法附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二の見出し	構成組合	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
第十七条の二第一項	法第二十七条第四項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項
	構成組合（同条第二項に規定する構成組合をいう。以下この節において同じ。）	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
第十七条の二第二項	法第二十七条第四項	一元化法附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項
	構成組合に	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に
	当該構成組合	当該組合
第十七条の二第三項	構成組合	市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
第十七条の二第四項	法第二十七条第四項	一元化法附則第五十一条の規定により読み替えて適用する法第二十七条第四項
	を構成組合	を市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
	当該構成組合	当該組合